

新型コロナウイルス感染症について（注意喚起）

学生・教職員各位

2月1日、政府より、新型コロナウイルス感染症を感染症法に基づき、指定感染症とする政令が施行されました。これにより、学校保健安全法 第19条 学校において予防すべき感染症の第一種感染症とみなされ、感染拡大を予防するため出席停止となります。

そのため、**新型コロナウイルス感染症に関しては、感染した者も感染の疑いがある者も症状が治癒するまで通学・出勤はしないよう各部署の責任者等と調整してください。（以下の出席停止の目安を参考にしてください。）**

また、現在、国内において各所で新型コロナウイルス感染症の罹患事例が報告されているため、学生・教職員の皆様におかれましては、日頃より手洗い、手指消毒、咳エチケットなどインフルエンザ対策と同様に一般的な感染症予防対策に努めるようにしてください。

2月25日、厚生労働省が公開した、新型コロナウイルス感染症を防ぐための情報もあわせてお知らせいたしますので、貼付資料の「日常生活で気をつけること」、「こんな方はご注意ください」の項目は、特にご確認いただきたくお願い申し上げます。

【 出席停止の目安 】

- 風邪症状や37.5℃以上の発熱が4日以上続く場合（解熱剤を飲み続けなければならない場合も同様）
- 強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある場合
- 医療機関において新型コロナウイルスに感染していると診断された場合

※ 授業・試験を欠席する学生に対しては、治癒したことを証明する診断書または治癒証明書をもとに校医が個別に判断いたします。

【 関連ホームページ 】

- ・首相官邸－各都道府県の新型コロナウイルスに関するお知らせ・電話相談窓口－
https://www.kantei.go.jp/jp/pages/corona_news.html
- ・厚生労働省－新型コロナウイルス感染症について－
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html
- ・文部科学省－新型コロナウイルスに関連した感染症対策に関する対応について－
https://www.mext.go.jp/a_menu/coronavirus/index.html

明海大学浦安キャンパス
保健管理センター
所長 下島 孝裕
校医 宮田 捷信
問い合わせ：047-355-5128